第３次防府市子ども読書活動推進計画

～未来を築く豊かな知恵とひとづくり～

令和２年(2020 年) ３月

防　府　市

目　　次

第１章　第３次防府市子ども読書活動推進計画の策定にあたって
１　計画の趣旨 ---------- 1
２　計画の位置付け ---------- 2
３　計画の期間 ---------- 2
４　計画の対象 ---------- 2
第３次防府市子ども読書活動推進計画体系図 ---------- 4

第２章　第２次計画期間（平成２７～令和元年度）における取組状況等
１　子どもの読書活動に係る法律・計画等の状況 ---------- 5
（１）国、県における動向 ---------- 5
（２）本市における動向 ---------- 6
２　防府市子ども読書活動推進計画の第２次計画における取組・成果 ---- 7
（１）家庭における子どもの読書活動推進の取組・成果 ---------- 7
（２）地域における子どもの読書活動推進の取組・成果 ---------- 10
（３）小学校・中学校・高等学校における子どもの読書活動推進の取組・成果 ---------- 11
（４）幼稚園・保育園(所)・認定こども園における子どもの読書活動推進の取組・成果 ---------- 14
（５）市立図書館における子どもの読書活動推進の取組・成果 ---------- 15

第３章　第３次計画における基本方針
１　計画推進の理念 ---------- 18
２　計画推進の基本方針 ---------- 18

第４章　第３次計画における施策の方向と具体的な取組
１　家庭における子どもの読書活動推進 ---------- 20
２　地域における子どもの読書活動推進 ---------- 23
３　小学校・中学校・高等学校における子どもの読書活動推進 ---------- 25
４　幼稚園・保育園（所）・認定こども園における子どもの読書活動推進 31
５　市立図書館における子どもの読書活動推進 ---------- 33

第５章　計画の推進に向けて
目標指標 ---------- 39

第６章　計画の推進体制
１　推進体制の整備 ---------- 40
２　計画の進行管理 ---------- 40
３　財政上の措置 ---------- 40
推進体制図 ---------- 41

資料編
１　子どもの読書活動の推進に関する法律 ---------- 43
２　文字・活字文化振興法 ---------- 46
３　計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果 ---------- 49
４　第３次防府市子ども読書活動推進計画策定協議会委員名簿 ---------- 50

第１章　第３次防府市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

第１次計画に続く、第２次計画の５年間の成果と課題を踏まえ、本市における子どもの読書活動の輪を一層広げるとともに、更なる質的充実をめざし、活動の推進に関する施策の方向や具体的な取組を示す、第３次計画を策定します。

１　計画の趣旨

読書の楽しさや喜びを知り、読書習慣を身につけることは、日々の生活の中で自ら考え学ぶ姿勢を培うとともに、加速する社会の変化の中にあっても、自分を見失わず、たくましく生き抜く力となります。

子どもたちが、その成長の段階に応じた読書により、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくためには、常に身近に豊かな書物があり、それを手渡す大人がいて、いつでも読書を楽しめる環境を社会全体で整備していくことが必要です。

一方で、情報通信技術の発展により、子どもたちをとりまく状況は、急激に変化しており、インターネット環境を通して、あらゆる分野の多様な情報に容易に触れることができるようになりました。

スマートフォン等の情報通信機器が普及し、それらを子どもたちが日常的に利用する中で、手軽に接することができるゲームやＳＮＳ(ソーシャルネットワーキングサービス)などに費やす時間が増え、読書環境にも大きな影響を及ぼしています。

このような社会状況だからこそ、乳幼児期から親子のふれあいの中で本に親しみ、小・中学校、高等学校と読書の幅を広げられるよう、子どもがいつでもどこでも読書に親しめる優れた読書環境を整備していくことが求められます。

現在本市では、県内他市に先駆けて、市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを構築し、資料の有効活用と学校図書館の利用促進及び授業における学校図書館の活用促進に努めています。

また、市立図書館をはじめ様々な施設等において、子どもの読書活動に関わる多くのボランティアの活動が展開され、その活動は、布絵本の製作や読書を通したコミュニケーション活動など読み聞かせ以外にも広がりを見せています。

これらの第２次計画における成果をさらに発展させ、新たな課題を踏まえた施策を進めていくことは、人づくり、まちづくり、教育・文化振興の上でも、重要な意義があります。

２　計画の位置付け

「第３次防府市子ども読書活動推進計画」は、第１次計画及びそれに続く第２次計画と同じく「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成１３年１２月公布・施行）の趣旨に沿って策定するものです。

この法律の基本理念には、《すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない》と謳っています。

また、地方公共団体の責務として、《地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する》としています。

さらには、「事業者の努力」、「保護者の役割」、「関係機関等との連携強化」を示し、子どもの読書活動の推進に関する必要事項を定めています。

本計画は、この法律に基づく、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成３０年４月策定）及び「山口県子ども読書活動推進計画第４次計画」（平成３０年度～令和４年度）を基本とするとともに、「第四次防府市総合計画・防府まちづくりプラン 2020【2011～2020】」（平成２３年３月策定）や、「防府市教育振興基本計画」（平成２６年度～３２年度）、「第二次防府市生涯学習推進計画」（平成２４年度～３３年度）、「防府市子ども・子育て支援事業計画」（平成２６年度策定）など市の諸計画を踏まえて、本市の子どもの読書活動を一層推進、拡充する取組を掲げ、市内の子どもが日頃から読書に親しむことを習慣化することにより、豊かな知識と教養を育み、優れた思考力や判断力を養うことのできる読書環境の整備、充実を目標に定めています。

子どもの読書活動の環境整備に関する施策を、家庭、地域、学校・幼稚園・保育園（所）・認定こども園及び市立図書館と市の関係部署・機関が更なる協力・連携体制の強化を図り、多くの市民の理解を得ながら、着実に実践していくことをめざしています。

３　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度（2020 年度）から令和６年度（2024 年度）までの５年間とし、その後社会情勢等の変化に対応できるよう、必要な見直しを行います。

４　計画の対象

本計画で言う「子ども」は、０歳から概ね１８歳までを対象とします。

※本市における18歳以下の人口　　平成31年(2019年)3月31日現在　単位：人

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
826	970	951	1,008	950	1,107	1,016	976	1,060	1,048
10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計
996	1,043	1,025	997	1,020	1,019	1,093	1,117	1,027	19,249

「防府市人口統計」より

第3次防府市子ども読書活動推進計画体系図

未来を築く豊かな知恵と
ひとづくり

計画推進の基本方針

- 子どもの読書活動推進のための環境整備
- 子どもの読書活動推進体制の確立
- 子どもの読書活動の普及啓発

家庭における子どもの読書活動推進

☆家庭における大人と子どもの読書活動推進のための環境整備
☆啓発広報活動の強化
☆乳幼児に早い時期から本に親しむ機会を提供する「赤ちゃん事業」の継続と展開

地域における子どもの読書活動推進

☆地域におけるおはなしボランティアとの連携及び活動の奨励・支援
☆児童館における児童図書の質・量両面にわたる整備と読書機会の充実
☆市立図書館との連携強化
☆啓発広報活動の強化

小学校・中学校・高等学校における子どもの読書活動推進

☆学校図書館資料の質・量両面にわたる充実
☆学校図書館の開館時間や設備など様々な利用環境の整備
☆授業における学校図書館活用の促進
☆「全校一斉の読書活動」の継続・拡充・質的充実
☆司書教諭の活動の充実を図るための体制づくり
☆学校司書の専任配置をめざした増員と研修の充実によるスキルアップ
☆学校図書館ボランティアの養成と活動支援及び研修の実施
☆学校図書館管理システムと市立図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの活用促進
☆学校図書館支援センター機能の充実
☆地域に開かれた学校図書館を活用した読書活動の充実
☆読書イベント等による読書活動の推進

幼稚園・保育園(所)・認定こども園における子どもの読書活動推進

☆子どもが絵本に親しむ環境づくりと蔵書や設備の整備・充実
☆子どもが読書に親しむ教育・保育の研究と研修活動の強化
☆親子で絵本を楽しめるよう保護者の理解を深める活動の強化
☆絵本の貸出の奨励強化

市立図書館における子どもの読書活動推進

☆子どもの年齢に応じた多様なニーズに対する幅広い資料の充実整備
☆多文化サービスの充実
☆子どもへのレファレンス・サービスやフロア・ワークの質的向上
☆障害のある子どもへのサービスの充実
☆市内全域サービスの充実
☆啓発のための行事・企画と広報活動・情報発信の強化
☆子どもを対象に活動する図書館ボランティアの養成・活動の支援・協働の強化
☆市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを活用した学校図書館の支援

計画の推進体制

- 推進体制の整備
- 計画進行の管理
- 財政上の措置

第２章　第２次計画期間(平成２７～令和元年度)における取組状況等

１　子どもの読書活動に係る法律・計画等の状況

(1)　国、県における動向

国では、平成１３年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立した後、平成１４年に、この法律に基づいて「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め、その後、平成２０年の第二次基本計画、平成２５年の第三次基本計画に続き、平成３０年には第三次計画の成果と課題を基に第四次基本計画が定められました。

第四次基本計画では、発達段階に応じた取組による読書習慣の形成と友人同士で行う活動等を通じ読書への関心を高める取組が主なポイントとして挙げられています。

平成２６年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

また、文部科学省においては、学校図書館の充実を図るため、教育委員会や学校等に参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」や、学校司書の専門的知識・技能を取得できる望ましい科目や単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成しました。

また、学習指導要領が改訂され平成２９年及び平成３０年に公示された小学校、中学校、高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されており、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が規定されています。

さらに、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」では、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の施策を講じることが求められています。

山口県では平成３０年に「山口県教育振興基本計画」及び「山口県子ども読書活動推進計画第４次計画」が策定され、第４次計画は、県民総ぐるみによる

読書活動の推進、子どもの読書活動を支える人材の育成及び普及啓発活動を基本方針としています。令和４年度までの５年計画で現在諸々の取組が実施されているところです

(2)　本市における動向

第２次計画の５年間では、第１次計画の成果を基に、市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの構築、学校図書館支援センター機能を担う図書館管理室の設置、市立図書館の学校支援図書の貸出開始、学校図書館コーディネーターの配置などの新規事業が実施され、学校司書の増員、移動図書館のステーション増設等、継続事業の拡充も進みました。

また、市立図書館の管理運営については、平成２８年度から指定管理者制度の導入に伴い、市立図書館と学校図書館を一元的に管理する図書館管理室を設置しました。

新たな体制のもと図書館事業の一層の発展を図るため、平成２８年に「防府市図書館サービス振興基本計画」を策定し、同年設置した防府市図書館協議会において、その進捗状況を点検・評価しています。

また、「第四次防府市総合計画・防府まちづくりプラン 2020【2011～2020】」（平成２８年３月見直し）や、「防府市教育振興基本計画」（平成２９年３月見直し）、「第二次防府市生涯学習推進計画」（平成２９年３月見直し）、「防府市子ども・子育て支援事業計画」（平成３０年３月見直し）等、市の諸計画の中間年度見直しも行われています。

２　防府市子ども読書活動推進計画の第２次計画における取組・成果

（１）　家庭における子どもの読書活動推進の取組・成果

①家庭における大人と子どもの読書活動推進のための環境整備

防府市文化センターの短期講座や「生涯学習フェスティバル」における読み聞かせ講座、「子ども読書フェスティバル」での家庭読書に関する講演等を実施し、家庭の読書環境に対する意識の向上を図りました。

また、ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」(注 1) を利用した読み聞かせ関係の利用申込も増加しています。

市立図書館では、布絵本を貸出し、乳幼児が遊びの中で本に親しめる機会を提供しています。

そのほかにも、「ほうふとしょかんこどもしんぶん」、「新刊紹介」、市広報の「今月のおすすめ図書」などで子どもの本を紹介し、家庭読書を支援しています。

②啓発広報活動の強化

毎月第３日曜日の「家庭の日」(注 2) に家庭で読書の時間を設けることを推奨する記事を「家庭の日」のチラシ、生涯学習情報紙「まなぼうやだより」等に掲載しています。

「家庭の日」に開催される親子ふれあいイベントの中でも読み聞かせが行われています。

(注 1) **ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」**：生涯教育に関する豊富な知識や経験、専門的な知識や技能のある個人及び団体を登録し、学習を希望するグループ、学校及び地域へ派遣する制度。

(注 2) **「家庭の日」**：青少年の健全育成のため、家族みんなで温かく心の触れ合う機会を持ち、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけになるようにと始められた運動。防府市では、防府市青少年育成市民会議が毎月第３日曜日を「家庭の日」として、その推進事業を行っている。

そのほかにも「家庭の日」に図書館職員が商業施設での読み聞かせを通じて「うちどく（家読）」(注 1) を奨励し、大人と子どもが一緒に読書することの大切さを呼びかけています。

また、読み聞かせボランティアと図書館職員が連携して、定例の読み聞かせの中で本を紹介する機会を設け、家庭における読書を啓発しています。

生涯学習フェスティバルでの読み聞かせ

市立図書館職員による商業施設での読み聞かせ

(注 1)**「うちどく（家読）」**:「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味する。「うちどく（家読）」は、「朝読」（朝の読書の略語）の家庭版として考えられたもの。家族で本を読んで、コミュニケーションをはかり「家族の絆づくり」をすることを目的としている。

③乳幼児に早い時期から本に親しむ機会を提供する「赤ちゃん文庫事業」の継続と展開

母子保健推進員が生後２か月児のいる家庭を訪問し、妊娠届出時に保護者が選んだ絵本２冊と、読み聞かせの意義を記したチラシを渡す、「赤ちゃん文庫事業」(注 1) を継続して行い、乳児期の早い段階から本に親しむことの重要性を伝えています。

また、子育てサークル活動や「わいわいＨＯＦＵっ子の集い」(注 2) などで、母子保健推進員が大型紙芝居や絵本の読み聞かせ、エプロンシアター等を、乳幼児と保護者を対象に行い、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さを伝えました。

「あつまれ！わくわく広場」(注 3) や地域子育てサロン (注 4)、地域子育て支援センター (注 5) などの子育て支援事業の中でも、ボランティア等と連携・協力し、あそびを交えながら読み聞かせを実施しました。

市立図書館は、ブックリスト「おすすめ赤ちゃん絵本」を発行し、乳幼児や保護者と関わる様々な機会や場において、関係機関と連携して配布しています。

(注 1)**「赤ちゃん文庫事業」**: 防府市社会福祉協議会が行っている事業。母子手帳の交付を受けるときにリストから選んでもらった２冊の絵本を、母子保健推進員が生後２ヶ月の訪問の際に手渡している。

(注 2)**「わいわいＨＯＦＵっ子の集い」**: 防府市健康増進課から依頼を受け、母子保健推進員が子育て輪づくり活動として年１回開催する行事。内容は、絵本の読み聞かせ、手作りおもちゃ、親子体操など。

(注 3)**「あつまれ！わくわく広場」**: 防府市子育て支援課が、平成 30 年度まで防府市地域協働支援センターにおいて行った未就園児とその保護者を対象としたサロン・サークル。毎月１回開催し、親子遊びやパネルシアターなどを実施。

(注 4)**「子育てサロン」**: 防府市子育て支援課が、平成 30 年度まで市内の公民館を会場として月１回開催していた子育てのための事業。子育て中の親と子が、地域の人たちと一緒にふれあうサロン。

(注 5)**「地域子育て支援センター」**: 防府市子育て支援課が、地域において子育て親子の交流等を促進することを目的に、保育所等に委託している事業。子育てについての相談・情報の提供等を行う施設。

（２） 地域における子どもの読書活動推進の取組・成果

①地域におけるおはなしボランティアとの連携及び活動の奨励・支援

公民館等で、子どもの読書活動に携わっているボランティアに対して、図書館ボランティア養成講座等の研修機会の提供や、市立図書館によるお話会用具等の貸出などの活動支援を行っています。

②児童館における児童図書の質・量両面にわたる整備と読書機会の充実

児童館では、毎年児童図書を購入し、子どもたちの身近に図書を配置して、本と触れ合う環境の整備に努めています。

また、市立図書館の移動図書館や貸出文庫（注 1）を利用して、読書機会の充実を図っています。

③市立図書館との連携強化

公民館においては、市立図書館の地域文庫（注 2）の周知を図り、子どもの読書活動の活性化に努めています。

留守家庭児童学級では、市立図書館の貸出文庫を利用して、読書機会の充実を図り、読み聞かせ等の読書活動を行っています。

また、地域のイベント等で移動図書館が出張貸出を行い、併せて本の紹介などの読書啓発を行っています。

④啓発広報活動の強化

子ども向け生涯学習情報紙「まなぼうやだより」（注 3）に、子ども読書フェスティバル等の子どもの読書活動推進に関する記事を掲載し、啓発広報を行いました。

（注 1）**貸出文庫**：市内の団体が市立図書館の図書を最大４０冊まで１ヶ月間借りることができる本市の制度。学校等の教育施設や各種公共施設、民間団体などに貸し出している。

（注 2）**地域文庫**：市内１５ヶ所の公民館（野島は漁村センター）に、市立図書館の図書を約２００冊配置し、貸出等のサービスを行っている本市の制度。図書は、３ヶ月ごとに交換し、利用者のリクエストにも応じている。

（注 3）**「まなぼうやだより」**：防府市生涯学習課が年３回（７月・１２月・３月）発行する、子ども向けの生涯学習情報紙。

（３） 小学校、中学校、高等学校における子どもの読書活動推進の取組・成果

①学校図書館資料の質・量両面にわたる充実

学校図書館では、子どもたちにとって魅力的な蔵書の整備と教科の授業や調べ学習に活用できる資料の収集に努めています。

「学校図書館図書標準」（注 1）の充足率は、小・中学校ともに向上しました。

②学校図書館の開館時間や活用頻度など様々な利用環境の整備

司書教諭（注 2）と学校司書が連携し、学校図書館ボランティアの協力も得て、学校図書館の開館時間の拡大や、資料のディスプレイ、レイアウトなどの利用環境の美化・整備に努めています。

また、校舎の改築等の機会に、小学校４校で学校図書館の増床や施設整備を進めました。

③授業における学校図書館活用の促進

学校司書が資料の準備や調べ学習の支援を行うことで、授業における学校図書館の活用が広がっています。

平成２８年度末に、教科の単元ごとに授業で使える資料をセットにした「学校支援図書」を市立図書館に設置し、平成２９年度から貸出を開始しました。

子どもたちが授業において、各自で調べ学習をするために、十分な資料を提供できる体制の整備に努めています。

④「全校一斉の読書活動」の継続・拡充・質的充実

市立の全小・中学校で全校一斉の読書活動が継続して行われています。

ボランティアや学校司書との連携により、読み聞かせや本の紹介などを織り交ぜて、子どもたちが読書に興味を持つように様々な取組を行っています。

（注 1）**「学校図書館図書標準」**：公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成５年（１９９３年）３月に文部省（当時）が定めた。

（注 2）**司書教諭**：学校図書館司書教諭講習規程による科目を履修し、任命権者から発令を受けた教諭。学校図書館の業務を担当し、その活用や読書指導の中心的な役割を担う。

⑤司書教諭の活動の充実を図るための体制づくり

司書教諭が、学校司書との連携を進め、十分な活動や指導ができるよう、環境の整備を進めています。

⑥学校司書の専任配置をめざした増員と研修の充実によるスキルアップ

学校司書を１３名に増員し、ほぼ２校に１名の配置になっています。

学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能充実のために、平成２９年度から司書教諭と学校司書の連携を支援する「学校図書館コーディネーター」を図書館管理室に配置して、スキルアップのための専門的な研修の充実に努めています。

⑦学校図書館ボランティアの養成と活動支援及び研修の実施

学校図書館ボランティアの自主的な研修に市立図書館の職員が協力し、スキルアップのための支援を行っています。

市立図書館の図書館ボランティア養成講座にも学校図書館に関わる内容を加えました。

⑧市立小・中学校図書館管理システムの活用促進と市立図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの構築

平成２９年２月に市立小・中学校図書館と市立図書館との「横断検索システム」を導入し、市立図書館と各学校図書館の資料を有効活用することで、授業で使用する図書の充実に努めています。

市立図書館から学校図書館へ授業等で使用する資料の貸出が増加しており、学校間でも資料の相互貸借が行われるようになりました。

また、各校の学校図書館年間活用計画及び活用事例を収集し、システム上で公開することで、学校図書館活用の情報共有を図っています。

さらに、令和元年９月に、市立小・中学校を結ぶ新たな学校図書館管理システムのネットワークを構築し、他校の資料状態をリアルタイムで確認できるようになりました。

司書教諭や学校司書を対象に操作研修を実施し、他の教諭への周知と活用促進を図っています。

⑨学校図書館支援センター設置の検討

平成２８年４月に教育総務課に図書館管理室が設置され、学校図書館と市立図書館を一元的に管理することで、学校図書館支援センター（注1）としての機能を担うようになりました。

平成２９年度からは、学校図書館コーディネーターが、学校への情報提供や助言等を行い、学校図書館の活用促進を図っています。

⑩学校図書館管理システムの有効活用と司書教諭・学校司書・学校図書館ボランティアを対象とした研修の強化

学校図書館管理システムの機能を活用し、児童生徒の利用状況や蔵書の構成等を随時確認することにより、学校図書館運営の適正化に努めています。

学校司書の研修においても、システム活用の指導を行っています。

⑪地域に開かれた学校図書館のあり方の検討

市立小・中学校におけるコミュニティ・スクール（注2）や地域との連携に学校図書館を活用する機会が増えています。

⑫「防府市学校図書館振興計画」に係る検証と内容具体化の検討

平成２４年度に策定された「防府市学校図書館振興計画」に続いて、平成２８年度に第２次計画を策定しました。

その進捗状況を検証するとともに、課題への対応を検討しています。

学校図書館運営のマニュアルとして「学校図書館ハンドブック」を作成し、学校及び学校司書に配付しました。

⑬読書イベント等による読書活動の促進

司書教諭と学校司書が連携して、読書週間のイベントや選書会等を企画し、児童生徒が読書や学校図書館に親しむ契機を創出しています。

図書委員の自主的な活動を支援し、同世代の働きかけにより、読書離れが進む傾向にあるヤング・アダルト層が読書に関心を持つように努めています。

また、各小・中学校で実施している読書推進の取組を学校図書館コーディネーターが「学校図書館だより」で、学校関係者に紹介しています。

（注1）**学校図書館支援センター**：地域内の学校図書館の運営や活用、学校図書館間の連携などに対する支援を目的として、教育委員会事務局内または公立図書館内に設けられた機能。

（注2）**コミュニティ・スクール**：学校運営協議会を設置した学校。地域の公立学校の運営に、家庭や地域住民の声を生かす仕組を有する

（４） 幼稚園・保育園（所）・認定こども園における子どもの読書活動推進の取組・成果

①子どもが絵本に親しむ環境づくりと蔵書や設備の整備・充実

各幼稚園・保育園（所）・認定こども園では、いつも子どもたちの身近に絵本があり、気軽に読書を楽しむことができる環境に向けて整備に努めています。

また、各園において日常的に読み聞かせを実施し、子どもたちが絵本の楽しさと本とふれあう喜びを感じることができるように努めています。

②子どもが絵本に親しむ教育・保育の研究と研修活動の強化

各園における研修や防府市幼稚園連盟、防府市保育協会が開催する市内全体での研修会の中で、絵本の大切さを学び、選書や読み聞かせの技能の向上に努めています。

また、各園での取組について情報交換を行い、読書推進の方法や仕組みについて研究しています。

③絵本を中心とする親子読書に対する保護者の理解を深めるための広報啓発活動の強化

各園において、保護者会や園だより等で、家庭での読み聞かせの必要性を伝えており、保護者の絵本への関心が高まってきています。

④絵本の貸出の奨励強化

幼稚園・保育園（所）・認定こども園では、絵本の貸出を行っている園が増えており、親子で読書を楽しむ傾向が広がっています。

また、市立図書館は、「ほうふとしょかんこどもしんぶん」や「新刊紹介」等を市内すべての園に配付し、図書館の利用を呼びかけています。

（５） 市立図書館における子どもの読書活動推進の取組・成果

①乳幼児からヤング・アダルトまで子どもの年齢に応じた多様なニーズに対する幅広い資料の充実・整備

乳幼児からヤング・アダルトまで、子どもたちの生活や関心を研究し、多様な要求に対応できる資料の充実に努めました。

また、学校の授業に活用できる資料の収集を積極的に行い、学校支援図書として貸出を開始しました。

②姉妹都市大韓民国春川（チュンチョン）市の図書館との資料交換協定に基づく大韓民国児童図書の受入

姉妹都市大韓民国春川（チュンチョン）市の市立図書館と毎年約１００冊の図書を交換し、大韓民国で発行された児童図書を多く受入れました。

③子どもへのレファレンス・サービスやフロア・ワークの質的向上

カウンターにおけるレファレンス・サービス（注1）の質の向上に努めるとともに、年齢に応じた調べ学習支援のためのパスファインダー（注2）やテーマ別のブックリスト・ミニブックを作成し、館内に常備するとともに、様々な機会を捉えて館外でも配布しました。

また、子どもたちが本を通して新たな発見ができるように、資料の展示方法を工夫し、随時ミニ展示コーナーを設置して、多様なテーマで資料を紹介しました。

児童コーナー等で子どもたちに積極的に声をかけ、フロア・ワーク（注3）による読書支援に努めました。

（注1）**レファレンス・サービス**（reference service）：知識や情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用し、必要としている知識・情報の検索方法や参考資料を提供したりするサービス。現代の図書館の主軸をなす機能。参考業務とも言う。

（注2）**パスファインダー**（pathfinder）：利用者に対して、特定の主題に関する各種情報資源や探索方法を紹介・提供する初歩的なツール。通常、その図書館のコレクションやサービスをもとに作成される。

（注3）**フロア・ワーク**（floor work）：デスク・ワークに対して床の上での立ち仕事のことを指すが、図書館では図書館員がデスクやカウンターを離れ、書架の間を巡り利用者の援助を行う、利用案内、読書案内、レファレンス・サービスなどの総称。児童サービスにとって重要なこととされている。

④障害のある子どもへのサービスの充実

障害のある子どもも、読書に親しむことができるよう、大活字本・布絵本・点字図書・各種視聴覚資料等の充実に努めています。

ボランティアの協力を得て、布絵本等を収集するとともに、リーディングルーペ（注1）、リーディングトラッカー（注2）等の読書補助具を配備しました。

⑤市内全域サービスの充実

移動図書館は、第２次計画期間中に、華西中学校、大道小学校、右田小学校、西浦小学校やスーパーマーケットなど、子どもや保護者が利用しやすい場所にステーションを新設し、現在３７か所を運行しています。

また、貸出文庫は、学校や留守家庭児童学級、幼稚園、保育園等で利用されています。

地域文庫についても、公民館との連携により、活用促進を図っています。

⑥啓発のための行事・企画と広報活動・情報発信の強化

「防府市子ども読書フェスティバル」の開催やビブリオバトル（注3）、ブックトーク（注4）、移動図書館の出張サービス等を実施し、読書の啓発に努めました。

「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」は、平成２８年度から対象を中学生にも広げています。

また、平成２８年の図書館システムの更新に合わせて、借りて読んだ本を記録できる読書手帳や図書館のホームページから利用できる読書マラソン等の読書活動推進サービスを開始しました。

（注1）**リーディングルーペ**（reading loupe）：1行分を拡大できる半円柱型のレンズ。

（注2）**リーディングトラッカー**（reading tracker）：読む行だけが見えるように両隣の行を遮蔽する定規。視覚障害のある人のための読書補助具。

（注3）**ビブリオバトル**：知的書評合戦。「ビブリオ」は本、「バトル」は戦いという意味。小学生から大人まで参加できる本の紹介コミュニケーションゲームで、学校や図書館においても、本を好きになるための新たな試みとして広がっている。

（注4）**ブックトーク**（book talk）：あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。

⑦子どもを対象に活動する図書館ボランティアの養成・活動の支援・協働の強化

「おはなしボランティア養成講座」の内容を拡充して「図書館ボランティア養成講座」とし、読み聞かせボランティアだけでなく、学校図書館ボランティアや様々な形で子どもの読書活動に関わるボランティアにも研修の機会を提供しました。

また、子どもの読書活動推進に係るボランティアへ、機会や場所・設備・資料・情報の提供などの活動支援を行っています。

⑧市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの構築

平成２９年２月に導入した市立小・中学校図書館と市立図書館との横断検索システムを有効に活用するため、市立図書館の資料を随時、学校図書館で利用できるよう、学校貸出の取扱要領を整備しました。

また、平成２９年度から貸出を開始した学校支援図書についても、利用アンケートを参考に内容の充実を図っています。

防府市子ども読書フェスティバルでのビブリオバトル

第３章　第３次計画における基本方針

１　計画推進の理念

本市の未来を担う子どもたちが、心豊かに成長し、生涯にわたって考え学ぶ力を培い、優れた知恵や人間性を育むとともに、人としての尊厳を認め合い助け合う、人に優しい地域社会を築いていくために、子どもたちの自主的な読書活動や主体的な学習活動を支援する環境の整備を、地域全体で推進していかなければなりません。

こうした深い思いを込め、第２次計画に引き続き、**「未来を築く豊かな知恵とひとづくり」**を、本計画の推進理念とします。

２　計画推進の基本方針

本計画では、次の３項目の取組を基本方針とし、実効性のある計画の推進に努めます。

①　子どもの読書活動推進のための環境整備

家庭、地域、学校等及び市立図書館その他の関係部署・機関が協力・連携を強化して、豊かな読書環境づくりに努めます。

子どもの読書が将来にわたり習慣化していくように、すべての子どもが等しく、いつでもどこでも多くの優れた書物と触れ合い、読書に親しむことができる環境の整備に努めます。

子どもの成長段階に応じて、読書の喜びや学びの楽しさを味わうことのできる環境づくりに努めます。

②　子どもの読書活動推進体制の確立

子どもの読書活動推進のための人材の育成、確保を図るなど、組織的な読書活動推進体制の確立に努めます。

子どもの読書活動を支援するボランティア等の市民・民間団体と

学校等や市立図書館その他の関係部署・機関が協力・連携体制を強化して、官民協働による読書活動の推進に努めます。

③　子どもの読書活動の普及啓発

様々な機会を捉えて、家庭、地域、学校等に広く本計画の周知を図り、子どもの読書活動の意義や重要性などについての普及啓発活動に努めます。

本市における子どもの読書活動推進に対する関心や理解の促進のために、情報メディア等も活用して、広報活動・情報発信の強化に努めます。

第４章　第３次計画における施策の方向と具体的な取組

１　家庭における子どもの読書活動推進

現状と課題

現在、核家族化や共働き家庭の増加、スマートフォン等の電子メディアの普及やコミュニケーションツールの多様化に伴う情報環境の急速な変化により、家庭での会話やコミュニケーションの時間、読書を通じて語り合う機会が、減少してきています。

また、情報媒体の多様化により、音楽や動画等を手軽に視聴できるようになり、日常生活における活字媒体への依存度が低下しつつあります。

子どもを取り巻く生活環境の変化の中で、大人も子どもとともに読書をする時間を持つよう努めることが、心豊かな家庭生活を営み、子どもが健やかな成長を続けていくために必要です。

現在母子保健推進員は、乳児を対象にした読書推進活動として、社会福祉協議会からのプレゼントである絵本を妊娠届出時に保護者に選んでいただき、生後２か月の家庭訪問の際に保護者へ絵本と読み聞かせの意義を記したチラシを渡し、乳児期の早い段階からの読み聞かせの必要性を伝えています。

母子保健推進員はまた、子育てサークル活動において絵本や紙芝居等の読み聞かせを行っています。さらに未就園児の集まりである年１回の「わいわいＨＯＦＵっ子の集い」では、コーナー遊びで「お話」の場を設け、大型紙芝居やエプロンシアターを演じ、推奨絵本の紹介展示も行っています。

今後も継続して、子育てサークル活動時や２か月児家庭訪問時に読み聞かせの重要性について随時啓発広報するとともに、研修等により個々のスキルアップを図ることが求められます。

施策の方向

① 家庭における大人と子どもの読書活動推進のための環境整備に努めます。

② 啓発広報活動の強化に努めます。

③ 乳幼児に早い時期から本に親しむ機会を提供する「赤ちゃん文庫事業」の継続と展開に努めます。

具体的な取組

①家庭における大人と子どもの読書活動推進のための環境整備

防府市文化センターの短期講座や合同家庭教育学級その他において、読み聞かせ教室や絵本作家等による講演・研修を行い、家庭での読書環境がより整備されるよう働きかけます。

②啓発広報活動の強化

毎月第３日曜日の「家庭の日」に家庭で読書の時間を設けることを推奨する記事を、引き続き「家庭の日」のチラシ、生涯学習情報紙「まなぼうやだより」等に掲載し、各家庭へ働きかけます。

また、「家庭の日」に開催される親子ふれあいイベントや「防府市子ども読書フェスティバル」の中でも読み聞かせ等を行い、家庭での読み聞かせを啓発するほか、様々な情報メディアを通じて「うちどく（家読）」を奨励し、大人と子どもが一緒に読書することの大切さを呼びかけます。

その他にも、市立図書館・生涯学習や子育ての関係部署・機関が協力・連携し、リーフレットやパンフレット・チラシ等の作成、市広報への記事掲載等により、家庭における読書の重要性を伝えます。

③乳幼児に早い時期から本に親しむ機会を提供する「赤ちゃん文庫事業」の継続と展開

今後も、乳児期の早い段階から本に親しむ機会を提供する活動を実施していきます。

母子保健推進員が生後２か月児のいる家庭を訪問し、妊娠届出時に保護者が選んだ絵本と、読み聞かせの意義を記したチラシを渡す、「赤ちゃん文庫事業」を継続して行い、乳児期の早い段階から本に親しむことの重要性を訴えます。

また、子育てサークル活動や「わいわいＨＯＦＵっ子の集い」その他の行事においても、絵本の読み聞かせや紙芝居、エプロンシアター等を、乳幼児と保護者を対象に行うなど、母子保健推進員による子どもの読書活動への支援を積極的に展開します。

それとともに、他のおはなしボランティア団体等とも連携し、毎年３回程

度スキルアップのための研修等を実施して、絵本に対する知識や読み聞かせの技術の向上に努めます。

さらに、乳児集団検診や乳幼児相談等、乳幼児や保護者と関わる様々な機会や場において、市立図書館や図書館ボランティア等と連携・協力を図り、わらべうたなどを導入として活用しながら、読み聞かせの場の設定や、年齢に応じた推奨絵本の紹介、図書館利用の奨励などに努めます。

「家庭の日」親子ふれあいイベントでの読み聞かせ

「わいわいＨＯＦＵっ子の集い」での読み聞かせ

２　地域における子どもの読書活動推進

現状と課題

青少年育成連絡協議会、放課後子ども教室（注 1）等の活動の中で、ボランティアによる読み聞かせや読書指導等の活動が行われています。

また、地域の母親クラブや母子保健推進員と関係行政部署とが連携して、おはなし会等の活動が実施されています。

地域の公民館や市立図書館は、読書ボランティアグループの活動を奨励するために、その機会・場所・設備・資料・情報の提供など、子ども読書活動関連行事に対して日常的な支援をしています。

さらに、それぞれの活動内容を把握し相互の連携を図るために、市の関係行政部署による研修会や情報交換会等も行われています。

今後も、活動に携わっているボランティアへの積極的な支援体制の継続が求められます。

市内には現在、４か所の児童館が設置されています。

それぞれの児童館には、市費で購入した図書や企業や地元の方々から寄贈を受けた図書等により、児童図書室が整備されています。

毎年、各館では子ども向けの新刊図書を購入していますが、各館における新刊購入冊数は未だ十分とは言えず、また、旧蔵の図鑑や事典類の中には時代に適合していない古い資料もあり、必ずしも十分な蔵書構成とは言えない状況にあります。質・量ともに更なる蔵書の整備・充実が求められています。

現在、子どもたちを取り巻く生活環境は、スマートフォンの普及やインターネット活用の等の急速な拡大により、大きく変化してきています。読書時間の減少、活字離れが進んでいく中で、児童館等の施設には、子どもの読書活動を推進するための様々な取組を行うことが求められています。

（注 1）**放課後子ども教室**：放課後等の安全・安心な子どもたちの居場所を確保するために、地域住民の参画を得て、子どもたちの学習やスポーツ・文化活動を行う。

施策の方向

① 地域におけるおはなしボランティアとの連携及び活動の奨励・支援に努めます。

② 児童館における児童図書の質・量両面にわたる整備と読書機会の充実に努めます。

③ 市立図書館との連携強化に努めます。

④ 啓発広報活動の強化に努めます。

具体的な取組

①地域におけるおはなしボランティアとの連携及び活動の奨励・支援

青少年育成連絡協議会、放課後子ども教室等で、子どもの読書活動に携わっているボランティアによる活動を支援します。

情報紙「まなぼうやだより」において、ボランティアの子どもの読書活動に関する記事を掲載するなど、広報活動の強化と、様々な形でのボランティアの活動支援に努めます。

②児童館における児童図書の質・量両面にわたる整備と読書機会の充実

児童館が所蔵する児童図書の、質・量両面にわたる整備・充実に努めます。

また、子どもの読書への関心を高めるため、児童館での「読書の時間」の設定や、職員やボランティアによる「読み聞かせの会」を定期的・継続的に開催し、読書機会の充実に努めます。

③市立図書館との連携強化

市立図書館の貸出文庫や移動図書館の積極的な利用を図り、公民館や児童館における子どもの読書活動の活性化に努めます。

④啓発広報活動の強化

公民館や児童館の広報紙等に、子どもの読書活動推進に関する記事や図書情報等を掲載し、啓発広報活動の強化に努めます。

３　小学校、中学校、高等学校における子どもの読書活動推進

現状と課題

現在、市立の小・中学校図書館の蔵書冊数は、「学校図書館図書標準」にほぼ達していますが、その内容は「学習センター」「情報センター」としての役割を十分果たすまでには至っていません。

学校図書館の蔵書については、量的な充実はもとより、質的な整備が求められています。定期的に適切な更新を行い、できる限り新しい情報を得ることのできる資料を揃えていくとともに、様々な分野の調べ学習等に役立つ、質の高い資料を収集する必要があります。

◇学校図書館図書標準充足率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校(17校)	107%	108%	115%	114%	117%
中学校(11校)	91%	94%	100%	102%	106%
充足率100%以上の学校の割合	50%	60%	64%	64%	79%

学校図書館の開館時間や活用頻度、資料のディスプレイ、レイアウトなどの様々な利用環境、また、新たな読書活動の取組について検討していくことが求められます。

改築により学校図書館の環境が整備された学校もありますが、書架等の設備の老朽化が進んでいる学校もあり、これらへの対策も考えなければならなくなってきています。

授業における学校図書館の活用についても、市立図書館の学校支援図書の設置等により、児童生徒の人数に合わせた資料の準備ができるようになりましたが、まだ十分行われているとは言えません。

今後、各校が学校図書館活用年間計画に位置付けて、こうした時間を増やし、子どもたちの資料・情報活用能力を向上させていくことが望まれます。

従来から言われ続けていることですが、依然として、読書習慣の身に付いていない児童生徒が少なくありません。このような問題の解消のためにも、「全校一斉の読書活動」を継続する中で、回数や取組内容に関して再度検討していくことが求められます。

また、児童生徒が本や読書を介して相互に関わる活動を通して、読書への関

心を高める取組も広げていく必要があります。

◇学校図書館貸出冊数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校合計	177,192	189,886	191,730	199,711	198,699
児童１人当たり	28.5	31.1	31.3	32.6	32.6
中学校合計	データなし	12,260	12,246	16,418	16,972
生徒１人当たり		4.0	4.1	5.7	6.1

司書教諭については、学校図書館法に発令義務の定めのない１１学級以下の学校においても配置・発令をし、令和元年度現在、市内全２７校中、２５校に配置し、１６校に発令しています。

現在、司書教諭の活動の充実を図るための体制づくりに努めていますが、司書教諭としての活動や指導の時間の十分な確保ができていないのが実情です。

学校司書については、令和元年度現在、市立小・中学校に１３名を配置し、１名が２～３校を担当しています。今後は、学校司書を増員するとともに、研修活動や、司書教諭、学校図書館ボランティアとの連携も強化し、学校司書としての役割を十分発揮できる環境を整備していく必要があります。

学校図書館ボランティアは、近年、減少傾向にあり、人材の確保が課題となっています。

コミュニティ・スクールやＰＴＡの活動と連携して、子どもの読書活動に関わる人材を発掘していくことが必要です。

学校司書が配置され、市立図書館と小・中学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを構築した学校図書館の機能が、効果的・効率的に発揮されるためには、その中心的・指導的役割を持つ学校図書館支援センターとして機能する機関の充実が望まれます。

現在、教育総務課図書館管理室において、市立図書館と学校図書館を一元的に管理し、学校司書の派遣や学校図書館の支援を行っています。

また、学校図書館ハンドブックの作成・配付や、各学校における学校図書館の活用事例の収集とその公開により、読書活動の情報共有に努めています。

今後も関係機関と連携して、計画的に学校図書館の充実と活用促進を図っていく必要があります。

令和元年９月に市立の全小・中学校図書館を結んだ新たな学校図書館システムのネットワークを構築しました。その諸機能を最大限活用し、効果的な図書館運営や読書啓発を図るためには、司書教諭、学校司書を対象とした、研修活動の強化が望まれます。

現在、学校図書館を保護者や地域の人たちにも利用できるよう実施している学校や地域の人たちの交流の場として活用している学校があり、今後、コミュニティ・スクールやＰＴＡの活動、地域や家庭の読書活動と連携し、地域に開かれた学校図書館を活用した読書活動の充実が求められます。

学校図書館の活用状況については、改善が見られるもののまだ、十分とは言えない状況が続いており、児童生徒の関心を学校図書館に向けていくため、学校全体で取り組む必要があります。

◇市内小・中学校児童・生徒数　　**令和元年(2019 年)5 月 1 日現在**

小学校		中学校	
富海小学校	63	富海中学校	49
牟礼小学校	471	牟礼中学校	224
牟礼南小学校	341	国府中学校	474
勝間小学校	289	桑山中学校	596
松崎小学校	571	野島中学校	8
華浦小学校	541	華陽中学校	453
新田小学校	499	華西中学校	141
野島小学校	5	佐波中学校	298
向島小学校	17	小野中学校	55
中関小学校	701	右田中学校	399
西浦小学校	139	大道中学校	109
華城小学校	856	計	2,806
佐波小学校	476		
小野小学校	128		
右田小学校	551		
玉祖小学校	272		
大道小学校	189		
計	6,109		

施策の方向

① 学校図書館資料の質・量両面にわたる充実に努めます。

② 学校図書館の開館時間や設備など様々な利用環境の整備に努めます。

③ 授業における学校図書館活用の促進に努めます。

④ 「全校一斉の読書活動」の継続・拡充・質的充実に努めます。

⑤ 司書教諭の活動の充実を図るための体制づくりに努めます。

⑥ 学校司書の専任配置をめざした増員と、研修の充実によるスキルアップに努めます。

⑦ 学校図書館ボランティアの養成と活動支援及び研修の実施に努めます。

⑧ 市立小・中学校図書館管理システムと市立図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの活用促進に努めます。

⑨ 学校図書館支援センター機能の充実に努めます。

⑩ 地域に開かれた学校図書館を活用した読書活動の充実に努めます。

⑪ 読書イベント等による読書活動の促進に努めます。

具体的な取組

①学校図書館資料の質・量両面にわたる充実

学校図書館が「学習センター」「情報センター」及び「読書センター」としての機能を効果的に発揮できるよう、量的な充実はもとより、教科の授業や調べ学習にも十分活用できる質の高い資料の整備に努めます。

②学校図書館の開館時間や設備など様々な利用環境の整備

司書教諭･学校司書･学校図書館ボランティアの協力･連携体制を強化し、

学校図書館の開館時間の拡大や、資料のディスプレイ、レイアウトなど様々な利用環境の美化・整備に努めます。また、書架その他の図書館設備等の充実・整備に努めます。

③授業における学校図書館活用の促進

授業における学校図書館の積極的な活用を推進し、子どもたちの資料・情報に対する理解力や活用能力が向上するよう努めます。

各校が学校図書館活用年間計画に位置付けて、各学年の学習内容に合わせた学校図書館の計画的な活用ができるよう、情報提供等の支援を行い、継続的な読書・学習活動の充実・促進に努めます。

④「全校一斉の読書活動」の継続・拡充・質的充実

市立小・中学校における「全校一斉の読書活動」を継続して行う中で、その回数や方法、取組内容等について、子どもたちの興味・関心が読書活動に向かうよう、工夫・改善に努めます。

⑤司書教諭の活動の充実を図るための体制づくり

司書教諭の活動の充実を図るための体制づくりに努め、学校司書や学校図書館コーディネーターと連携して、十分な活動や指導ができる環境を整備します。

⑥学校司書の専任配置をめざした増員と研修の充実によるスキルアップ

学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能充実のために、一校専任の学校司書配置をめざして、増員を年次的に進める中で、学校図書館コーディネーターの指導に加え、山口県子ども読書支援センターの研修やメールマガジン等も活用し、スキルアップのための専門的な研修の充実に努めます。

⑦学校図書館ボランティアの養成と活動支援及び研修の実施

学校図書館ボランティアの継続的な養成と活動支援、及びスキルアップのための研修の実施に努めます。

⑧市立小・中学校図書館管理システムと市立図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの活用促進

市立小・中学校図書館と市立図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを活用し、資料の共有化と有効活用を図る中で学校図書館の更なる活性

化をめざします。

⑨学校図書館支援センター機能の充実

学校司書の配置が進み、オンライン・ネットワーク・システムを構築した学校図書館の機能が、効果的・効率的に発揮されるよう、その中心的・指導的役割を持つ学校図書館支援センター機能の充実を図り、学校図書館の活性化に努めます。

⑩地域に開かれた学校図書館を活用した読書活動の充実

市立小・中学校におけるコミュニティ・スクールやＰＴＡの活動、その他地域や家庭の読書活動と連携し、地域に開かれた学校図書館を活用した読書活動の充実に努めます。

また、読書活動に関わるボランティア人材の発掘に努めます。

⑪読書イベント等による読書活動の促進

読書週間中の活動や、ビブリオバトル等読書イベントの開催を通じて、児童生徒の読書活動の更なる促進を図ります。

また、学習活動等において、子どもたちが読書を通して、互いにコミュニケーションを行う機会を設定し、読書への興味や関心が広がるよう努めます。

図書委員の活動を支援し、生徒同士の関わりの中で読書離れが進む傾向にあるヤング・アダルト層の読書に対する関心を高めるよう、働きかけを行います。

学校司書による学校図書館の利用支援

４　幼稚園・保育園(所)・認定こども園における子どもの読書活動推進

現状と課題

本市の各幼稚園・保育園(所)・認定こども園では、子どもたちの豊かな心や言語の習得をめざして、読み聞かせが実践されています。

また、各園で蔵書の把握と充実を図り、様々な場面において、子どもたちに絵本を提供し、進んで読書に親しむ子どもの育成に努めています。季節や年齢を考慮し、子どもの興味・関心をひく本を選んで絵本コーナーを設置したり、子どもが日常的に本に親しんだりすることができる環境の整備に努めています。

今後は、こうした環境をより充実したものにしていくために、蔵書の質・量両面の充実や読書活動に係る設備の整備が求められます。

関係機関等が連携・協力し、子どもの読書活動の指導に携わる教諭や保育士が、資料への理解や選書能力、読み聞かせの技能を向上させるための研修会を継続的に実施することが大切です。

今後も、発達段階に応じた絵本や紙芝居の日常的な読み聞かせ活動等を通じて、子どもが読書に親しむ質の高い教育・保育の研究と研修活動を進めていく必要があります。

また、園児や保護者に家庭での読み聞かせのための絵本を貸出したり、保護者を対象にした絵本についての講演会やおはなし会を開催したりして、親子で絵本を読むことの意義について理解を深めるための啓発活動をしています。

今後も、絵本を中心とする親子読書に対する保護者の理解を深めるために、啓発活動を続けていく必要があります。

◇市内認定こども園・幼稚園・保育園(所)の施設数及び園児数

令和元年(2019 年)5 月 1 日現在

種　別	施設数	園児数(人)
認定こども園･幼稚園 (私立)	16	1,783
認定こども園(公立)	1	38
保育園(私立)	19	1,878
保育所(公立)	2	150
合　計	38	3,849

施策の方向

① 子どもが絵本に親しむ環境づくりと蔵書の質・量両面にわたる充実や設備の整備・充実に努めます。

② 子どもが読書に親しむ教育・保育の研究と継続的な研修活動の強化に努めます。

③ 親子で絵本を楽しめるように保護者の理解を深める活動の強化に努めます。

④ 絵本の貸出の奨励強化に努めます。

具体的な取組

①子どもが絵本に親しむ環境づくりと蔵書や設備の整備・充実

子どもが気軽に絵本に親しめるよう、いつも身近に置いておくとともに、絵本の質・量両面の充実に努め、子どもの関心が日頃から絵本に向かい、読むことの楽しさを自然に体得するような環境づくりに努めます。子どもたちが絵本とふれあう喜びを感じることができるよう、蔵書や設備の整備・充実に努めます。

②子どもが読書に親しむ教育・保育の研究と研修活動の強化

子どもの発達段階に合わせた、より良い絵本の選書の仕方、読み聞かせ技能の向上、子どもへの読書指導能力の向上のために、絵本との関わり方の研究・研修活動を強化します。

③親子で絵本を楽しめるよう保護者の理解を深める活動の強化

保育参観や園だより等を通して、絵本の重要性や親子読書の意義について保護者の理解を深められるよう、親子読書に適した絵本の紹介や読み聞かせ講座などを開催し、広報啓発活動に努めます。

④絵本の貸出の奨励強化

家庭での読書習慣が身に付くよう、各幼稚園・保育園(所)・認定こども園から子どもや保護者への絵本の貸出機会を増やします。

５　市立図書館における子どもの読書活動推進

現状と課題

平成２８年に策定した「防府市図書館サービス振興基本計画」では、計画の柱の１つとして、子どもの読書活動の推進を掲げ、その進捗状況の点検・評価を図書館協議会等において行っています。

市立図書館全体の利用状況は、貸出者数はやや増加しているものの、館外貸出冊数については、ほぼ横ばい状態ですが、移動図書館車のステーションを７小・中学校に設置したことにより、市立図書館を利用する機会の少なかった子どもたちの利用が増え、乳幼児と小学生（０～１２歳）の利用者数、及び児童書の館外貸出冊数については増加しています。

しかしながら、ヤング・アダルト層（１３～１８歳）の図書館利用については、伸び悩んでいます。

◇館外個人貸出者数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0～6歳	3,586	4,008	4,074	4,319	4,647
7～12歳	11,157	11,685	11,385	13,461	15,006
13～15歳	2,521	2,750	2,510	2,461	2,596
16～18歳	2,208	2,095	2,226	2,162	2,068
0～18歳 計	19,472	20,538	20,195	22,403	24,317
19歳以上	125,281	125,829	124,501	129,165	128,633
計	144,753	146,367	144,696	151,568	152,950

◇館外個人貸出冊数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
貸出冊数	582,053	582,899	574,497	586,898	585,667
(うち児童書)	172,927	177,424	177,156	190,477	194,887

市立図書館は、今後さらに、生涯学習・情報・文化の拠点となる社会教育機関としての役割を担っていく中で、子どもたちの年齢に応じた、多様なニーズに対する資料・情報提供サービスの充実に努め、障害のある子どもや読書に支援が必要な子どもの利用環境も整備していく必要があります。

そのためには、図書館職員が日々の業務における研修のほか、山口県図書館

協会や山口県子ども読書支援センターが実施する研修会などの機会を積極的に活用し、より一層のスキルアップを図っていくことが必要です。

また、地域文庫、貸出文庫、移動図書館車など、市内全域サービスの充実等により、子どもたちの利用しやすい図書館環境を、一層整備していくことが求められます。

さらに、ビブリオバトル等の行事・企画、図書館のホームページやインターネットを経由した読書推進サービス等の充実、関係部署・機関や図書館ボランティアとの連携強化による読書啓発を進めていく必要があります。

平成２９年２月に導入した市立図書館と学校図書館との横断検索システムを活用し、学校支援図書の貸出等による学校図書館の支援を強化していくことも求められています。

平成30年度　移動図書館車「わっしょい文庫」利用統計

施策の方向

① 乳幼児からヤング･アダルトまで子どもの年齢に応じた多様なニーズに対する幅広い資料の充実・整備に努めます。

② 多文化サービス（注 1）の充実に努めます。

③ 子どもへのレファレンス・サービスやフロア・ワークの質的向上に努めます。

④ 障害のある子どもへのサービスの充実に努めます。

⑤ 市内全域サービスの充実に努めます。

⑥ 啓発のための行事・企画と広報活動・情報発信の強化に努めます。

⑦ 子どもを対象に活動する図書館ボランティアの養成・活動の支援・協働の強化に努めます。

⑧ 市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを活用し、学校図書館の支援に努めます。

具体的な取組

①子どもの年齢に応じた多様なニーズに対する幅広い資料の充実・整備

乳幼児からヤング・アダルトまで、子どもの年齢に応じた、多様な要求に対する充実した資料を収集・提供することにより、子どもの読書・学習・情報収集等の活動に対する積極的な支援に努めます。

②多文化サービスの充実

日本語を母語としない子どもたちも読書の機会が持てるよう､わかりやすい利用案内や外国語の児童図書の受入に努めます。

（注 1）**多文化サービス**：地域社会における民族的、言語的、文化的少数者に対して行う図書館サービス。地域の外国人の必要とする資料を収集して提供するサービス等を言う。

③子どもへのレファレンス・サービスやフロア・ワークの質的向上

年齢に応じた調べ学習支援のためのパスファインダー・ブックリストの作成、児童向け資料展示の充実などを図る中で、子どもへのレファレンス・サービスの更なる質的向上に努めます。

また、フロア・ワーク等を通して、子どもたちの読書のニーズや傾向を把握し、より豊かな読書活動ができるよう支援に努めます。

④障害のある子どもへのサービスの充実

障害のある子どもも、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、引き続き点字図書・大活字本・布絵本・各種視聴覚資料等の収集・充実に努めるとともに、読書補助具等の設置による利用環境の整備、障害者用郵送貸出の利用拡大に努めます。

また、ボランティア・障害者サービス担当部署・学校・公民館・児童館等との連携を強化するとともに、移動図書館車等も活用して、障害のある子どもへのサービスの向上に努めます。

⑤市内全域サービスの充実

公民館の地域文庫、児童館・学校・幼稚園・保育園(所)・認定こども園、留守家庭児童学級等への貸出文庫、移動図書館車など、市内全域サービスを展開する中で、子どもへの貸出や読書相談の拡大を図り、児童サービスの充実に努めます。

⑥啓発のための行事・企画と広報活動・情報発信の強化

「防府市子ども読書フェスティバル」や「防府図書館まつり」等の行事、「ビブリオバトル」等の企画及び広報紙の更なる内容の充実、「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」の拡充、ホームページの充実、市広報・各種情報メディアの活用、リーフレットやパスファインダー・ブックリストの作成等、広報活動・情報発信の強化に努めます。

特に、読書離れが進むヤング・アダルト層への働きかけを積極的に行うために、情報メディアを活用した広報、ヤング図書コーナーのディスプレイの工夫や推奨図書リストの作成、企画展示の実施などに努めます。

⑦子どもを対象に活動する図書館ボランティアの養成・活動の支援・協働の強化

「図書館ボランティア養成講座」の更なる内容の充実により、図書館ボランティアの養成、知識・技能向上のための研修強化に努めます。

また、ボランティア団体の読書推進活動への職員参加や、「防府市子ども読書フェスティバル」、「防府図書館まつり」などの行事におけるボランティアとの協働を一層強化し、子どもの読書活動推進に係る図書館ボランティアに対して機会や場所・設備・資料・情報の提供など、積極的な活動支援を行います。

⑧市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを活用した学校図書館の支援

市立図書館と市立小・中学校図書館との物流システムを含むオンライン・ネットワーク・システムを活用し、学校支援図書の充実と資料の共有化及び有効活用を図る中で、市立図書館と学校図書館の更なる活性化をめざします。

移動図書館の出張貸出(二輪のさくら祭り)

防府市子ども読書フェスティバルでのワークショップ

第５章　計画の推進に向けて

目標指標

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況の成果を具体的に測るため、次の通り目標指標を設定しました。

目標指標	実績値 (平成３０年度)	目標値 (令和６年度)
学校図書館における小学生一人当たりの年間貸出冊数　(P26 参照)	32.6 冊	35 冊
学校図書館における中学生一人当たりの年間貸出冊数　(P26 参照)	6.1 冊	8 冊
市立図書館における１８才以下の館外個人貸出者数　(P33 参照)	24,317 人	25,000 人
市立図書館における児童書の館外個人貸出冊数　(P33 参照)	194,887 冊	200,000 冊

第６章　計画の推進体制

子ども読書活動推進計画に実効性を持たせるためには、家庭、地域、小・中学校・高等学校、幼稚園・保育園(所)・認定こども園及び市立図書館その他の関係部署・機関等において、日頃から子どもの読書活動の意義を認識するとともに、それぞれが連携・協力して、推進体制を整備し、計画の進行管理を定期的に行うことが重要になります。

１　推進体制の整備

子どもの読書活動に係るボランティアや民間団体、学校等、市の関係部署・機関等、関係者が一体となって、建設的に計画を推進します。

本計画の推進組織として、上記関係者で構成する「防府市子ども読書活動推進連絡協議会」を設置します。

２　計画の進行管理

「防府市子ども読書活動推進連絡協議会」において、第２次計画と同様に、計画に基づく施策や取組の実施状況を把握して、毎年度点検・評価をし、効果的・効率的な実施を図ります。

また、計画の達成状況や施策事業の進捗状況等を、毎年度報告書に取りまとめるとともに、市ホームページ上に掲載するなど、市民との情報の共有を図ります。

３　財政上の措置

この推進計画において示した各種の取組に実効性を持たせるため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

推　進　体　制　図

家庭
地域
連携・協力・支援
連携・協力・支援
連携・協力・支援
学校等
【小・中学校、高等学校、幼稚園、保育園（所）、認定こども園】
子どもの読書活動
市立図書館その他の関係部署・機関
連携・協力・支援
連携・協力・支援
推進
市民
計画進捗状況公表
意見
防府市子ども読書活動推進連絡協議会
構成委員
民間団体等・学校等・関係部署の代表
連絡・調整
民間団体ボランティア
小・中学校
高等学校
幼稚園、保育園(所)
認定こども園
生涯学習課
学校教育課
健康増進課
子育て支援課
障害福祉課
社会福祉課
市立図書館
教育総務課
（推進連絡協議会事務局）
連携・協力・支援

資　料　編

1　子どもの読書活動の推進に関する法律
2　文字・活字文化振興法
3　計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果
4　第３次防府市子ども読書活動推進計画策定協議会委員名簿

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条　子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条　国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に

積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四　学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五　子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日)

(法律第九十一号)

第百六十二回通常国会

第二次小泉内閣

文字・活字文化振興法をここに公布する。

文字・活字文化振興法

(目的)

第一条　この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養(かんよう)並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条　この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

２　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

３　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養(かんよう)に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条　国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条　市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

４　前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養(かんよう))

第八条　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養(かんよう)が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養(かんよう)に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条　国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条　国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条　国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

２　文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

３　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果

１　意見の募集期間

令和元年１２月１６日（月）から令和２年１月２３日（木）まで

２　意見の募集方法

周知方法：市広報１２月１５日号及び市ホームページにおいて周知

閲覧方法：市ホームページへの掲載、閲覧コーナー（市役所１号館１階市政相談課前)、各出張所、各公民館、地域協働支援センター（ルルサス防府２階)、文化福祉会館（勤労青少年ホーム側)、教育総務課図書館管理室（市役所１号館３階）への設置

提出方法：防府市役所　教育委員会　教育総務課　図書館管理室　（１号館３階）への持参、郵送、ＦＡＸ又はＥメール

３　意見の提出

なし

第３次防府市子ども読書活動推進計画策定協議会委員名簿

	所　　属	氏　　名
保護者	防府市 PTA 連合会	吉田　満徳（華陽中学校 PTA）【副会長】
学校関係者	山口県立高等学校校長会(防府)	河村　　隆（防府高等学校）
	防府市小学校長会	廣森　やす子（西浦小学校）
	防府市中学校長会	原田　竜臣（大道中学校）
	防府市幼稚園連盟	清水　博道（佐波幼稚園）
	防府市保育協会	安邉　武子（勝間保育園）
ボランティア・民間団体関係者	子ども読書活動推進ネットワーク・防府	大田　和子
	学校図書館を考える会・防府	重藤　千賀子
	学校図書ボランティアネット・防府	新田　康子
学識経験者	元山口県図書館協会会長	藤村　　聰【会長】
	山口県子ども読書支援センター	廣重　順子
公募委員		松原　紀子
		得重　　収
行政関係者	健康福祉部障害福祉課長	桑原　明哲
	健康福祉部子育て支援課長	貞平　慎太郎
	健康福祉部社会福祉課主幹兼人権推進室長	秋重　博己
	健康福祉部部次長兼健康増進課長	工藤　友子
	教育委員会教育部参事兼学校教育課長	岡本　昭彦
	教育委員会教育部生涯学習課長	國本　勝也

第３次防府市子ども読書活動推進計画

～未来を築く豊かな知恵とひとづくり～

令和２年（2020 年）３月　発行

編集者　第３次防府市子ども読書活動推進計画策定協議会事務局
〒747-8501
山口県防府市寿町７番１号
教育委員会教育部　教育総務課　図書館管理室
TEL(0835)-25-2590　FAX(0835)-22-5376
Email　tosyo@city.hofu.yamaguchi.jp

発行者　防府市